

第三セクター改革プランの作成について

1. 趣旨

景気の低迷や少子高齢化など、社会的経済的環境の変化や類似施設等の競合もあり、全国的にも経営が悪化する第三セクターが増加しており、また、経営維持のため自治体の支援が必要な第三セクターも多く、自治体の財政運営に与える影響はますます増大している。そのような状況の中、総務省では第三セクター等の経営改革について存廃を含めた抜本的改革に取り組むことを要請しており、本市においても、第三セクターの事業内容や経営状況等を改めて検証し、積極的な改革と改善を求め、経営の健全化と本来の独立した事業主体としての自立的な経営を図るため第三セクターの改革プランを策定する。

2. 対象とする第三セクター

対象とする第三セクターは、地方公共団体が出資又は出えんを行っている一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を含む。以下同じ。）並びに会社法法人のうち市出資比率が25%以上の次の12団体とする。

（単位：千円、%）

名 称	資本金額	市出資額	市出資比率	名 称	資本金額	市出資額	市出資比率
(一財)利賀ふるさと財団	20,000	20,000	100	(株)ジェイウイング	425,000	217,000	51.1
(一財)五箇山和紙の里	10,000	10,000	100	医王アローザ(株)	413,000	207,000	50.1
(一財)五箇山合掌の里	6,000	6,000	100	福野まちづくり(株)	70,200	33,000	47.0
(公財)世界遺産相倉合掌造り集落保存財団	15,100	15,100	100	(株)井波木彫りの里	82,340	22,940	27.9
(公財)五箇山農業公社	60,000	58,000	96.7	上平観光開発(株)	37,300	17,700	47.5
(公財)利賀農業公社	31,500	28,500	90.5	ふくみつ光房(株)	10,000	5,000	50.0

3. 計画の概要

- ① 改革に関する基本的な方針
- ② 第三セクターの現状分析と抜本的改革の方向性
- ③ 第三セクターの抜本的改革計画 等

4. スケジュール

平成 27 年	～ 4 月	個別法人の現状調査
	～ 5 月	第三セクターの改革方針作成
	～ 7 月	第三セクターの改革方針議会協議
	～ 8 月	現状分析と抜本的改革の方向性の検討
	～ 9 月	抜本的改革の方向性議会協議
	～12 月	抜本的改革に向けた実施計画の作成
平成 28 年	～ 3 月	第三セクター改革プラン（案）の議会協議議決